

筑前町下水道事業経営戦略

団体名	筑前町		
事業名	農業集落排水事業		
策定期日	平成 28 年 12 月		
計画期間	平成 28 年度 ~ 平成 37 年度		

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度 (21年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適(平成30年4月1日法適予定)
処理区域内人口密度	24.0 (人/ha)	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	2処理区(上高場処理区、栗田処理区)		
処理場数	2箇所(上高場浄化センター、栗田浄化センター)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	該当ありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

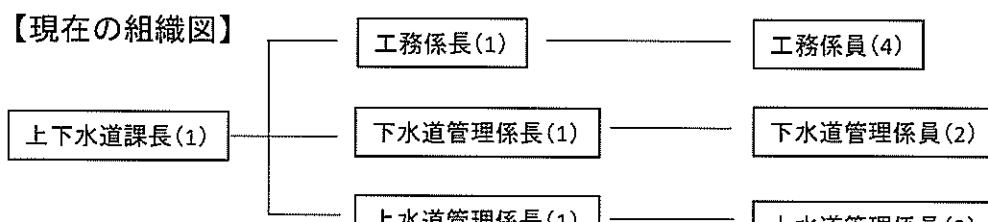
② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	一般家庭の使用料は、世帯割額と世帯人員割額の合計とし、世帯人員は、使用日の翌月初日に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されている人員とします。(筑前町農業集落排水事業条例第18条第2項第1号及び第19条第1項) ※世帯割額:1,512円/世帯(税込み)、人員割額:756円/人(税込み) 例)4人家族の場合:1,512円+(756円×4人)=4,536円(月額)となります。		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭以外の使用料は、原則として、基本使用料及び排出量使用料の合計とします。(筑前町農業集落排水事業条例第18条第2項第2号)排出量については、毎月量水器を検針し、前月値からの増加排出量分を当該月分として認定します。 ※基本使用料:2,160円/事業所(税込み)、排水量使用料:151円/m ³ (税込み) 例)20m ³ 使用した場合:2,160円+(151円×20m ³)=5,180円(月額)となります。		
その他の使用料体系の概要・考え方	該当ありません。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,675 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,451 円
	平成26年度 3,780 円		平成26年度 3,452 円
	平成27年度 3,780 円		平成27年度 3,392 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	平成28年4月1日現在、上下水道課長以下12名で構成されています。うち農業集落排水事業担当職員は1名です。 ※下水道管理係(損益勘定所属職員)1名
事 業 運 営 組 織	<p>農業集落排水事業は、旧三輪町において平成2年から事業着手しており、この間処理場の建設、管路等施設整備の進捗を図ってきました。市町村合併以降、平成17年からは筑前町下水道課として、課長以下10名で運営し、下水道整備を行ながる、普及率の向上に努めてきました。その後、平成26年に上水道の整備・普及に伴い、水道課と統合し、上下水道課として再編成しました。</p> <p>【現在の組織図】</p>  <p>()内は職員数</p>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	上高場・栗田浄化センター等の管理業務を委託しています。 【業務内容】 ①浄化センター 保守点検業務、運転操作監視業務、水質試験業務、その他事務等。 ②マンホール中継ポンプ 保守点検業務、清掃業務。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

1. 経営の健全性・効率性について
【収益的収支比率】
平成24年度に比率が70%代に回復していますが、営業費用(職員給与費)が一時的に減となったものであり、本質的な改善には至っていません。実際、平成25年度からは再度右肩下がりに転じており、今後も引き続き、企業償償還金及び施設老朽化に伴う修繕料は恒常的に発生するため、60%代で推移する見込みです。
【経費回収率】
類似団体平均値を上回っていますが、回収率100%に近づけるべく、更なる経費削減に取り組みながら計画的な整備による投資の平準化を図ります。併せて、施設使用料収納率の向上による安定した財源確保に努めます。
【全体総括】
面整備は平成25年度を以て概成していますが、施設の維持管理費用は増加傾向にあります。継続して安定した汚水処理サービスを提供するために施設の機能診断を行い、今後の整備方針となる「最適整備構想」を策定します。
※「最適整備構想」とは
機能診査結果から、対策工法と対策時期を検討し、複数の処理区がある場合には、その施設全体について、今後の補修・改築などを財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に取り組んでいくためのマスターplanです。

2. 経営の基本方針

●経営理念「農業集落排水施設整備による快適かつ安心・安全なまちづくりへの貢献」

●経営の基本方針

【快適な生活環境の整備】

・汚水処理人口普及率の向上

計画全体人口に対する汚水処理人口普及率は、平成26年度末時点では85.1%となっています。又、汚水処理区域内における水洗化人口普及率は平成26年度末で90.8%と類似団体平均値と比較してもかなり高い水準にあります。引き続き、広報及びホームページにて啓発を行い、接続促進の強化を図ります。

【農業用排水の水質保全】

・農業振興地域の健全な水循環の構築

急速な宅地開発に伴い、農地エリアに住宅が混住し、生活雑排水による農業用排水の水質汚濁が深刻な問題となっていました。水質の悪化による農作物等への影響が懸念されるため、引き続き適正な汚水処理を行い、食の安心・安全を確保します。併せて、処理水を農業用水として再利用するため、健全な水循環の構築を図ります。

【安定した農業集落排水事業経営】

・経営基盤の強化

(筑前町を取り巻く状況)

本町の総人口は、「2015年筑前町人口ビジョンの長期的展望」において、平成17年(2005年)をピークに減少傾向にある予測がなされています。又、国立社会保障・人口問題研究所より示されている将来人口推計(平成25年3月推計値)においても減少が見込まれています。更には、節水機器の普及や町民の節水意識の向上により使用水量は減少し、料金収入の減収から、老朽化に伴う施設の維持補修費等の財源確保が厳しい状況にあります。又、「収支計画」で求められる「収支均衡の定義」に基づく実質収支は黒字となっていますが、適正な使用料徴収を以てなお不足する維持管理費等については、一般会計からの繰出金に依存しており、起債償還のピーク(平成31年度)に至るまでは、増加傾向にある見込みです。

(今後の取り組み)

1) 投資の平準化

増加傾向にある施設の維持管理費等については、「収支計画」の中で経営状況を明確にした上で、段階的な維持補修計画を作成し、投資の平準化に努めます。加えて、安価で高品質な新技術の採用を検討しながら、将来的な改築更新時の経費削減に努めます。

2) 安定した財源の確保

広報及びホームページにて啓発を行い、区域内の未接続者に対して接続推進を図ります。

3) 最適整備構想の策定

供用開始から20年を経過した浄化センターについては、老朽化が進行しており、不具合の発生した機器類のメンテナンスを随時行いながら運転している状況です。それらに係る費用は、本計画期間内においても恒常に発生し、将来にわたり経営を圧迫する要因と考えられます。今後の農業集落排水事業について、施設の機能診断を行った上で「最適整備構想」を策定し、整備方針を検討します。

4) 公営企業会計への移行

平成30年度より公営企業会計に移行し、経営状況を明確にした上で、弾力化に努め、職員の経営意識の向上を図りながら健全な農業集落排水事業経営に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【未普及対策事業】

●汚水管渠工事

面整備は概成しており、本計画期間内の新規汚水管渠工事の予定はありません。又、平成33年度に公共下水道への編入に伴う浄化センター等の解体工事を見込んでいましたが、今後の整備方針については、「最適整備構想」にて検討し、公営企業会計に移行する平成30年度に見直します。

●新規加入接続工事

農業振興地域内であり、今後、区域内において住宅が乱立することは想定していません。本計画期間内は、新築及び建替えに伴い、年間1から2件程度の新規加入申し込みを見込んでいます。

【施設等維持管理】

●管渠(耐用年数:50年)

管渠については、最も古いもので経過年数25年となっていますが、農業集落排水区域は概ね塩化ビニル管による施工としており、本計画期間を含み今後大規模な更新工事等の発生は見込んでいません。しかしながら、マンホール軸体及び蓋の経年劣化については進行するため、巡視・点検結果に基づき、緊急性の高い箇所から順次補修を行います。

●マンホール中継ポンプ(耐用年数:25年)

天候等不可抗力による電気系統の故障及び経年劣化による部品の摩耗、破損等が発生しており、本計画期間内において、それらの修繕費を見込んでいます。

●処理場(耐用年数:土木構造物50年、機械電気設備25年)

上高場浄化センターは供用開始から21年、栗田浄化センターは供用開始から16年を経過しています。本計画期間内における大規模な改築は発生しませんが、適正かつ効率的に汚水処理を行うための関連機器類の修繕に係る費用を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

●営業収益(農業集落排水施設使用料)

面整備は概成していることから、今後は大幅な水洗化人口の増加が見込めないことや、予測される人口減少、節水機器の普及に伴う使用水量の減少により、農業集落排水施設使用料の減収は避けられない状況となっています。引き続き区域内の未接続者に対し、広報及びホームページにて啓発を行い、接続促進の強化を図ります。

●営業外収益(一般会計繰入金)

適正な使用料徴収を以てなお不足する施設の維持管理等に要する経費については、一般会計からの繰入金に依存しています。今後は、施設の老朽度や日常生活への影響範囲等を十分検証した上で、段階的に補修を行うことで繰入金の平準化を図ります。

【資本的収入】

●他会計補助金(一般会計繰入金)

経費負担の基本原則、独立採算の考えに立ち、今後は縮小を図るべきと考えます。しかしながら、起債償還のピーク(平成31年度)を迎えるにあたり、既存の料金設定の中で安定した汚水処理サービスを提供し続けるためには、引き続き一般会計からの補填はやむを得ない状況となっており、本計画期間内において年間50,000千円程度を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【施設維持管理費用構成】

●動力費

上高場・栗田浄化センター及びマンホールポンプ稼働に係る電気料金になります。本計画期間内において、実績に基づき年間8,000千円程度を見込んでいます。計画的に巡視・点検を行いながら適宜、修繕を行うことで、老朽化に伴う電力の浪費を防止します。又、適正な運転管理を行い節電に努めます。

●委託料

主なものは、浄化センター管理委託料、汚泥運搬・処分料、管路等巡視・点検業務委託料になります。上高場及び栗田浄化センターは、運転操作監視から水質試験に至るまで、施設管理に係るほとんどの業務を民間委託しています。引き続き、ノウハウを活用した業務委託により適正かつ効率的な汚水処理に努めます。又、発生汚泥については、産業廃棄物として適正に管理しなければならないため、その処分等に要する経費を見込んでいます。管路巡視・点検については、処理区域毎に2年で区域内全域を周るよう計画しています。いずれも持続的に安定した汚水処理サービスを提供するための重要な業務であり、引き続き、業者と連携を図りながら適正な管理に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
投資の平準化に関する事項	維持補修計画を作成し、段階的に整備を行うことで、投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本計画期間内においては、該当ありません。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「収支計画」で求められる「収支均衡の定義」に基づく実質収支は黒字となっており、今回の計画期間内の改定は見込んでいません。将来的には近隣自治体の状況を見ながら、必要性、実施時期や改定内容を慎重に判断し、利用者に対して十分な説明と理解を得た上で、見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	本計画期間内においては、該当ありません。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本計画期間内においては、該当ありません。
職員給与費に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
動力費に関する事項	巡視・点検を行いながら適宜修繕を行うことで、老朽化に伴う電力の浪費を防止します。又、適正な運転管理を行い、節電に努めます。
薬品費に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
修繕費に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
委託費に関する事項	民間業者のノウハウを活用しながら、引き続き適正な施設管理に努めます。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略のモニタリングについては、「収支計画」と併せて毎年検証を行い、内容の変更等ある場合はホームページ上にて公表し、農業集落排水施設利用者に周知を図ります。又、平成30年4月からの公営企業会計移行に伴う見直しを行い、新たな経営戦略としてホームページ上で公表します。以降5年毎に見直しを行った上で、実情により近い方針のもと、農業集落排水事業の健全経営に努めます。
---------------------	---

樣式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

樣式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画 (収支計画)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔決算見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	(単位:千円, %)	
収支再差引	(E)+(I) (J)	364	△ 140	55	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
積立金	(K)	346	154	55	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
前年度からの繰越金	(L)	1,277	1,294	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,295	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支黒字	(P)	1,295	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実質収支赤字	(Q)														
赤字比率(赤字/(B)-(C) × 100)	(A)/(D)+(H) × 100	70	64	64	63	63	63	65	59	63	68	63	68	63	61
収益的収支比率(地方財政法施行令第16条第1項により算定した額に不足する金額の不満額)	(B)-(C) (S)	42,540	42,069	42,027	41,449	41,468	41,485	41,499	41,511	41,522	41,530	41,538	41,544		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した額に不足する金額の不満額	(R)														
地方財政法施行令第16条第1項により算定した額に不足する金額の不満額	(T)														
健全化法施行令第16条に規定する比率	(U)														
健全化法施行規則第6条に規定する比率	(V)														
健全化法施行令第17条により算定した比率	(W)														
健全化法第22条により算定した比率	((T)/(V) × 100)														
健全化法第22条により算定した比率	((T)/(V) × 100)														
他会計借入金残高	(X)	984,668	907,283	831,942	749,966	665,224	577,569	493,661	408,294	326,400	258,996	196,941	137,103		
○他会計繰入金															
区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔決算見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
収益的収支分															
うち基準内繰入金	63,006	64,783	62,071	63,020	61,999	61,530	61,340	57,106	54,097	50,735	40,040	31,289			
うち基準外繰入金	63,006	63,641	1,142												
資本的収支分															
うち基準内繰入金	43,247	59,371	57,731	57,807	60,074	61,039	55,641	67,915	56,449	43,144	46,916	47,114			
うち基準外繰入金	22,325	22,852	23,393	23,949	24,523	25,111	26,140	25,266	23,885	24,365	24,855				
合計	106,253	124,154	119,802	120,827	122,073	116,981	110,546	122,569	116,802	120,827	116,981	110,546	122,569	116,981	110,546

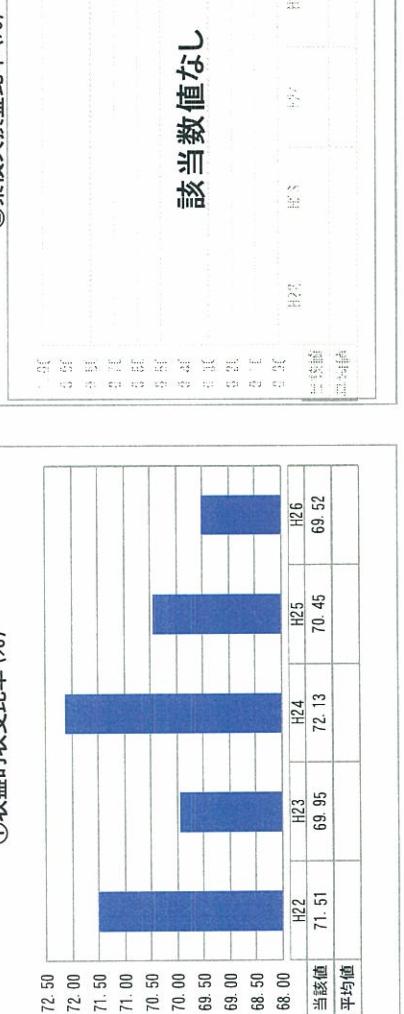
経営比較分析表

福岡県 筑前町		
業務名	業種名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	F2
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)

該当数値なし

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)



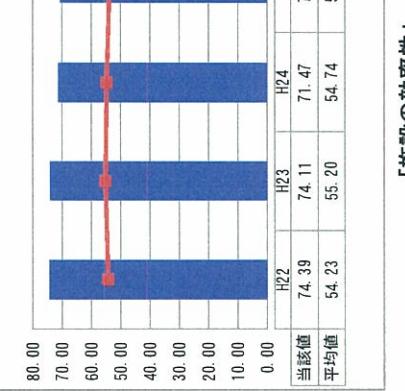
「単年度の収支」

⑥汚水処理原価 (円)



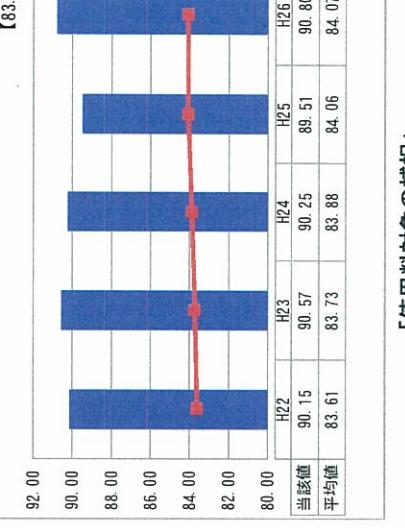
「料金水準の適切性」

⑦施設利用率 (%)



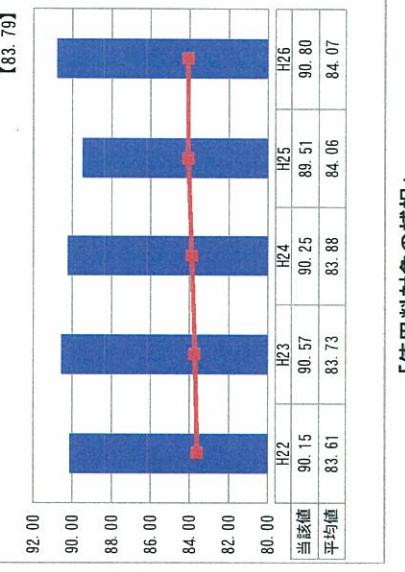
「施設の効率性」

④企業債残高対事業規模比率 (%)



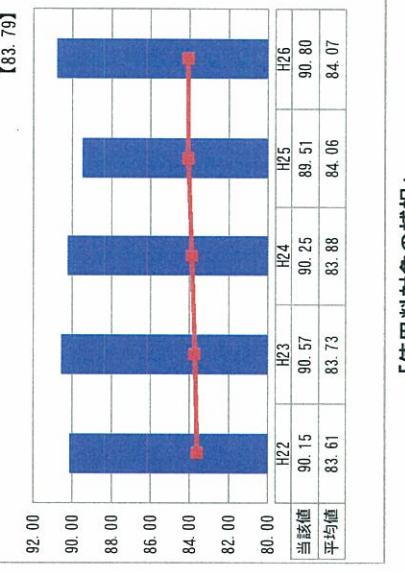
「債務残高」

③流動比率 (%)



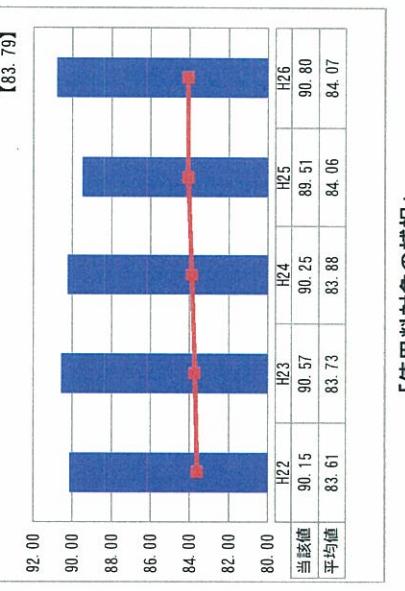
「支払能力」

⑤経費回収率 (%)



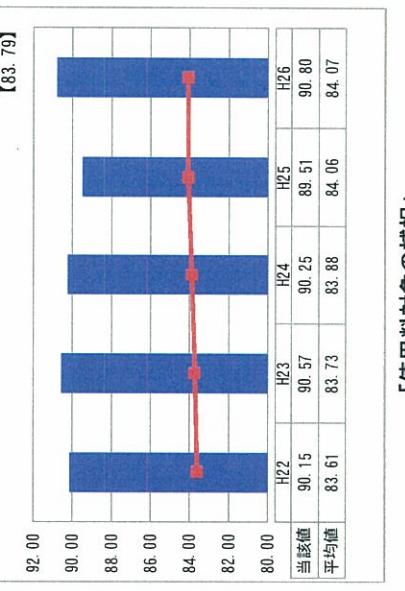
「費用の効率性」

⑧水洗化率 (%)



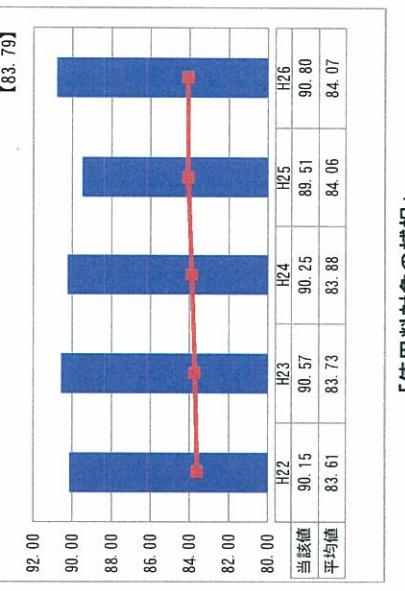
「施設の効率性」

⑨老朽化率 (%)



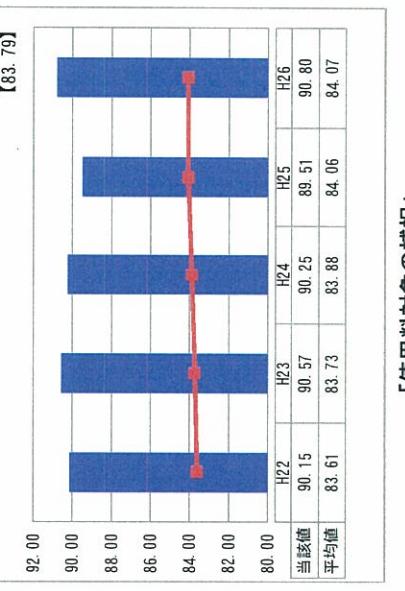
「費用の効率性」

⑩管渠改善率 (%)



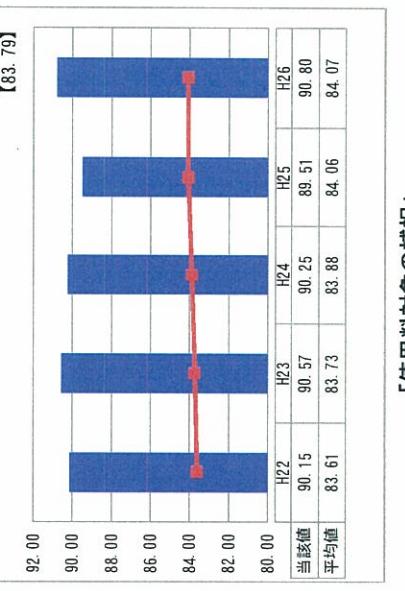
「施設の効率性」

⑪有形固定資産減価償却率 (%)



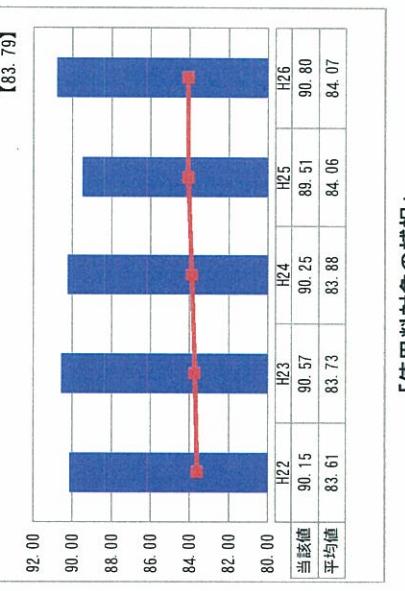
「施設の効率性」

⑫管渠老朽化率 (%)



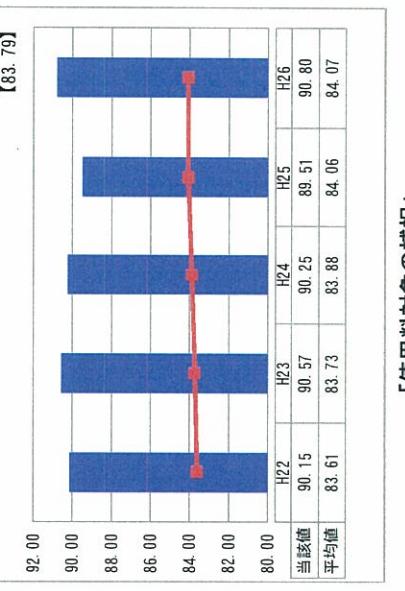
「施設の効率性」

⑬全体総括



「管渠の経年化の状況」

⑭管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況



「管渠の経年化の状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示しています。
※ 平成22年度から平成5年度における各指標の類似団体平均等は、当時の事業数を基に算出しています。

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

「施設全体の減価償却の状況」